防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十九条第五項及び第三十条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「七人」を「六人」に改める。

第十条の四第一項中「五人」を「四人」に改める。

第百八十条中「下北試験場　土浦試験場」を「下北試験場」に改める。

第百八十五条中「一室並びに」を削り、「施設計画課　調査研究室」を「施設計画課」に改める。

第百八十九条第二号中「（調査研究室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　調達に関する業務に関する調査及び研究に関すること。

第二百三条　削除

第二百六条の見出しを「（課長）」に改め、同条第一項中「課長を、室に室長」を「、課長」に改め、同条第二項中「又は室長」及び「又は室務」を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十七項から第二十四項までを削る。

別表第三装備施設本部の項中「技術調査官　室長」を「技術調査官」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

2　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表の四の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

文部科学大臣　下村　博文

防衛大臣　小野寺五典

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十一号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設であって、厚生労働大臣の定める基準に適合するもの

第二条第八号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条に次の一号を加える。

九　前条第五号に掲げる施設を設置し、又は経営する法人

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十二号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項、附則第九条の三の二第八項及び附則第九条の四の三第一項並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の二第五項、第四十三条の三第四項、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第五項（これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む。）並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。